

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年11月18日
事業者の氏名又は名称	株式会社中四国丸和ロジスティクス(法人番号3490001003231)(代表者 筑肱夏彦)
事業者の所在地	高知県高知市仁井田字朝日ヶ丘4666-1
営業所の名称	南国営業所
営業所の所在地	高知県南国市領石246
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	令和元年10月1日及び同年10月29日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。